

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前									改正後								
別表第2（第3条関係）									別表第2（第3条関係）								
1 行政職給料表に定める職務区分表									1 行政職給料表に定める職務区分表								
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
本庁	[略]		[略] 主任	[略] 主査	[略] 主任主査	[略]			本庁	[略]		[略] 主任 <u>主任行政</u> <u>専門員</u>	[略] 主査 <u>主査行政</u> <u>専門員</u>	[略] 主任主査 <u>主任主査</u> <u>行政専門</u> <u>員</u>	[略]		
病院等	[略]		[略] 主任医療 社会事業 士	[略] 主査医療 社会事業 士	[略] 事務局次 長（中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 胆沢、中 部、久慈 、遠野、 磐井、南 光、釜石 、釜石、 江刺、二 戸、千厩 、軽米及 び一戸に 限る。）	事務局長 （中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 遠野、磐 井、南光 、釜石、 江刺、二 戸、千厩 、軽米及 び一戸に 限る。）	事務局長 （中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 遠野、磐 井、南光 、釜石、 江刺、二 戸、千厩 、軽米及 び一戸に 限る。）		病院等	[略]		[略] 主任医療 社会事業 士 <u>主任行政</u> <u>専門員</u>	[略] 主査医療 社会事業 士 <u>主査行政</u> <u>専門員</u>	[略] 事務局次 長（中央 、宮古、 大船渡、 胆沢、中 部、久慈 、遠野、 磐井、南 光、釜石 、釜石、 二戸、千 厩、軽米 及び一戸 に限る。 ）	事務局長 （中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 遠野、磐 井、南光 、釜石、 二戸、千 厩、軽米 及び一戸 に限る。 ）	事務局長 （中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 遠野、磐 井、南光 、釜石、 二戸、千 厩、軽米 及び一戸 に限る。 ）	
	[略]					[略] 技術主幹	[略]			[略]		専門幹 <u>技術専門</u> 幹 副主幹 [略]	[略] 技術主幹 <u>企画指導</u> 監 <u>技術企画</u> 指導監	[略]			
[略]									[略]								
2 [略]									2 [略]								
3 医療職給料表(2)に定める職務区分表									3 医療職給料表(2)に定める職務区分表								
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
本庁	[略]			主査	主任主査	[略]			本庁	[略]			主査 <u>薬事専門</u> <u>員</u> <u>診療放射</u> <u>線専門員</u> <u>臨床検査</u> <u>専門員</u> <u>臨床工学</u> <u>専門員</u> <u>リハビリ</u> <u>テーショ</u>	主任主査 <u>専門幹薬</u> <u>剤師</u> <u>専門幹診</u> <u>療放射線</u> <u>技師</u> <u>専門幹臨</u> <u>床検査技</u> <u>師</u> <u>専門幹臨</u> <u>床工学技</u>	[略]		



